

高まる警戒 条例化加速

高レベル放射性廃棄物の最終処分場や、使用済み核燃料の中間貯蔵施設の受け入れを拒否する条例は、これまで26自治体でできた。半数が2005年までの制定で、一時は合併で4町が失効するなど下火になったが、昨年7月に最終処分場の適地を示す「科学的特性マップ」が公表され、再び火が付いた。様々な地域の事情も反映している。

核ごみ拒否

合意形成が難しい。同様の条例は作れない」と話す。意見対立の跡が残る例もある。00年制定の北海道の条例は、明確な拒否を目標としたが、道議会との調整を経て「受け入れ難い」と表現が弱まったとされる。

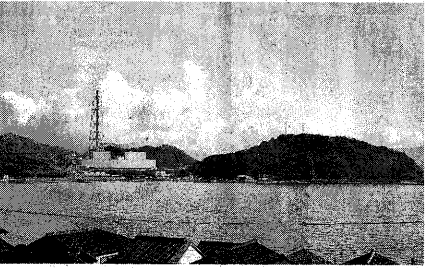
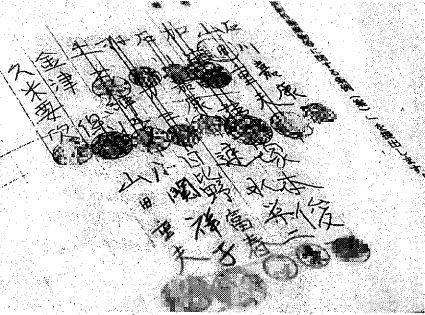
放射性物質等の町内持ち込みを拒否し、原子力関連施設等の立地・建設に反対する――。鹿児島県の大隅半島にある肝付町は3月、そんな条例を制定した。同県肝付郡の4町は大部分がマップで最終処分場の適地を示す濃緑色となった。南大隅町と錦江町は15年までに条例を制定。東串良町もマップ公表直後の昨年12月に制定し、残された肝付町も制定を急いだ。ある肝付町議は「最終処分を担う原子力発電環境整備機構(NUMO)の人も町を訪れていて、狙われていると不安の声があった。条例で住民も安心する」と話す。

岐阜県土岐市が99年に制定した「放射性廃棄物等に関する条例(案)」は名称に「案」が付いたまま施行された珍しい例だ。62年に地域でウラン鉱床が見つかり、当時の動力炉・核燃料開発事業団(動燃)が坑道を掘削。採掘の断念後も地層研究を進めた。99年3月議会に条例案が議員提案され、13対11で可決された。市長側が議決のやり直しをほめめかすなど混乱の末に公布。現在も有効という。

NUMOの担当者は「広く全国で地層処分への理解を深めてもらう活動をしている。まだ候補地選定の段階ではない」と話す。警戒感も広がる。マップで大半が濃緑色とされた北海道

浦河町も6月に条例を施行した。町は「地震活動の活発な地域で、受け入れを容認できない」と主張する。国内初の拒否条例は、1991年に施行された岡山県湯原町(現真庭市)とされる。県内に最終処分場ができる懸念され、90年に拒否条例を県に求める約34万人の署名が集まったが、知事が反対意見をつけて県議会に諮り否決された。湯原町では、町議だった柿本健治さん(69)＝現真庭市議＝らが「漏れればつづされる」とひそかに条例案提出を練り、91年3月に全会一致で可決された。柿本さんは「原発の推進・反対に触れず、『観光客に湯原温泉へ来てほしい。邪魔なものはいらない』と訴えたのが奏功した」と振り返る。

だが条例は05年の合併で失効。柿本さんは「合併後は地域で産業構造が異なり



①岐阜県土岐市「放射性廃棄物等に関する条例(案)」の議案書(コピー)。当時の市長が反発し、提出者や賛成者として署名・押印した複数の市議が途中で抜けたが、賛成多数で可決された(印影をぼかす加工をしています)
②京都府宮津市は、関西電力の火力発電所(写真奥、停止中)が使用済み核燃料の中間貯蔵に使われる可能性があるとして、事実上の受け入れ拒否条例を作った＝宮津市